

既認定品の紫外線照射装置の取扱いについて

令和5年1月25日

公益財団法人 水道技術研究センター

令和元年5月の「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」の一部改正に伴い、当センターの紫外線照射装置 JWRC 技術審査基準を令和2年3月に改訂したところであるが、当該改訂の前後で求められる性能に差異が生じる。このため、改定前の基準で認定を取得している機種（以下、「既認定品」という。）は、改定後の基準（以下、「新基準」という。）に適合していることを確認する必要がある。そこで、既認定品が新基準に適合していることの審査は浄水技術支援委員会にて実施するが、その際の紫外線照射量試験、浸出性試験及び審査料については、以下のとおりとする。

なお、既認定品は、認定が取り消されるわけではなく、改定前の基準での認定品となる。

1. 紫外線照射量試験及び浸出性試験

(1) 紫外線照射量試験について

新基準における照射性能確認方法は、以下のとおりとする。

- ① CFD-I を使用しない場合
- ② CFD-I を使用する場合（反射光の計算なし）
- ③ CFD-I を使用する場合（反射光の計算あり）

また、新基準での確認時における取扱いは、以下のとおりとする。

①又は③を選択する場合には、通水試験を実施する必要がある。

②を選択する場合は、次のとおりとする。

ア. 材質にアルミ、フッ素樹脂を使用している照射槽は、新基準の通水試験が必要である。

イ. 材質にアルミ、フッ素樹脂を使用していない照射槽は、新基準の通水試験は不要である。

(注) 照射槽の材質にアルミ、フッ素樹脂を使用している場合であって、反射光の計算を行わない場合は新基準を満たすかどうか明確でないこと、また、経年劣化による影響を考慮する必要があることから、通水試験での確認を求めるものである。

(2) 浸出性試験について

技術審査基準（新基準） 第1章 4.3 浸出性（留意事項）に示すとおり、“本適合認定では、認定時点における基準を満足する必要がある”に従うこと。

2. 審査料について

(1) 受付審査料

徴収しない。

(2) 適合審査料

水道技術支援事業規程集（平成 26 年 3 月）p. 137 表-2 の「記載事項の追加の場合」を準用する。

（センター会員：60,000 円＋消費税、センター非会員：90,000 円＋消費税）

(3) 認定書発行料

水道技術支援事業規程集（平成 26 年 3 月）p. 138 表-3 による。

（センター会員：20,000 円＋消費税、センター非会員：30,000 円＋消費税）

（備考）

[新基準]

- ・紫外線照射装置 JWRC 技術審査基準 2019 年度版（令和 2 年 3 月）

[過去の基準]

- ・紫外線照射装置 JWRC 技術審査基準 UV-LED 編（平成 30 年 2 月）
- ・紫外線照射装置 JWRC 技術審査基準（平成 24 年 7 月 1 日）
- ・紫外線照射装置 JWRC 技術審査基準 中圧紫外線ランプ編（平成 20 年 8 月 1 日）
- ・紫外線照射装置 JWRC 技術審査基準 低圧紫外線ランプ編（平成 20 年 1 月 10 日）

以上